

## ⇩ 自社製品の値引き販売

**Q** : 自社商品を社員に販売する場合、どれぐらいまでなら値引きしても問題になりませんか？

**A** : コスト割れして販売する場合や、通常販売価額のおおむね70%未満で販売する場合には給与課税の問題が発生してきます。

### 【解説】

会社が、従業員に対し、自社の商品又は製品を値引きして販売する場合には、原則として、値引きされた金額相当額の経済的利益を受けたものとして、所得税課税の問題が起ってきます。

しかし、値引販売は、通常取引においても行われるものであり、また福利厚生面等を考慮すると、すべてに課税するのも適切でないことから、次の要件のいずれにも該当する場合には、課税が行われないこととされています。

- ① 値引販売にかかる価額が、会社の取得価額以上であり、かつ、通常他に販売する価額に比べて著しく低い価額(通常他に販売する価額のおおむね70%未満)でないこと
- ② 値引率が、従業員の全部につき一律に、又はこれらの人に地位、勤続年数等に応じて全体として合理的なバランスが保たれる範囲内の格差を設けて定められていること
- ③ 値引販売する商品等の数量は、一般の消費者が自己の家事のために通常消費すると認められる程度のものであること

